

<契約締結前に債務の内容を実施等>

問 20 事業者が契約締結前に債務の内容を実施したこと等により締結された消費者契約の取消しを認めるのはなぜですか。どのような事例が救済されますか。

(答)

1. 事業者が、消費者に心理的な負担を抱かせるような言動を行い、契約を締結させるという被害事例が発生しています。
2. このような消費者被害の救済は、不退去又は退去妨害には当たらない事業者の行為によっても発生し得るため、消費者契約法第4条第3項第1号又は第2号の規定によって救済することは困難です。
3. そこで、消費者契約の特性を踏まえ、明確な要件を定めて、契約締結前に債務の内容を実施等して締結された消費者契約の取消しを認める規定を消費者契約法に設けることとしました。

4. 具体的には、

- ・消費者が消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をする前に、
- ・当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の全部又は一部を実施し、
- ・その実施前の原状の回復を著しく困難にしたとき、

又は

- ・消費者が消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をする前に、
- ・事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、
- ・当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げたとき^(注)、

取り消すことができることとするものです。

(注) 実施した事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がないことが必要です。

5. 例えば、以下のような事例が救済すべき事例として考えられます。
- ・ さお竹の移動販売業者を呼び止めて価格を聞くと、それには答えずに「長さは？」と言うので庭に案内し、今使っているものと同じ旨を伝えたところ、先に寸法を合わせてさお竹を切られてしまった。
 - ・ マンション投資の勧誘電話があり、消費者は断ったが、「会って話だけでも聞いて。」との申出を受けて会った。そうすると、事業者は、他都市の者であり、会うために多大な労力を費やしたとして、「断わるならせめて交通費を払え。」と告げて、勧誘した。